

## 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴（以下「傍聴」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴ができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は定めないのである。ただし、審査会の会長（以下「会長」という。）は、会議開催会場（以下「会場」という。）の収容人員等を考慮し定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会傍聴希望者受付票（第1号様式）に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の申込みの受付は、会議開始の30分前から開始し、会議開始の15分前に締め切る。

3 傍聴希望者の人数が前条ただし書の規定により会長が定めた定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴者となることができない者)

第4条 ポスター、ビラ又は拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、傍聴者となることができない。また、これらの所持を申告せず入場した者に対しては、会長は、その者の退場を命じることができる。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次に掲げる事項を守らなければ

ばならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会長が会議を非公開とするときは、直ちに会場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 会長は、傍聴者がこの要綱に違反していると認められる場合は、当該傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、その者に対して会場から退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。